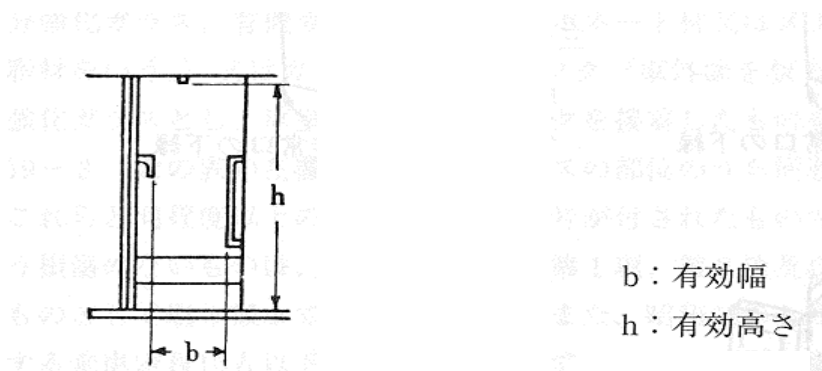


（乗降口）

第35条 乗降口に備える扉（運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。第113条及び第191条において同じ。）の構造に関し保安基準第25条第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次号に掲げる扉以外の扉については、協定規則第11号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。第113条において同じ。）に定める基準に適合するものであること。
 - 二 特殊扉（折り畳み式扉、巻き上げ式扉、脱着式扉、非常口用扉及び側車付二輪自動車の扉をいう。以下同じ。）は、確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。
- 2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。
- 一 乗降口の有効幅（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。第113条及び第191条において同じ。）は、600mm以上であること。
 - 二 乗降口の有効高さ（乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。第113条及び第191条において同じ。）は、1,600mm（第33条第1項の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

（参考図）



三 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、次に掲げる踏段を備えること。

- イ 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5トン以下のものにあつては、一段の高さが120mm以上250mm（最下段の踏段にあつては、空車状態において430mm（車高調節装置を備えた自動車にあつては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380mm））以下の

階段。

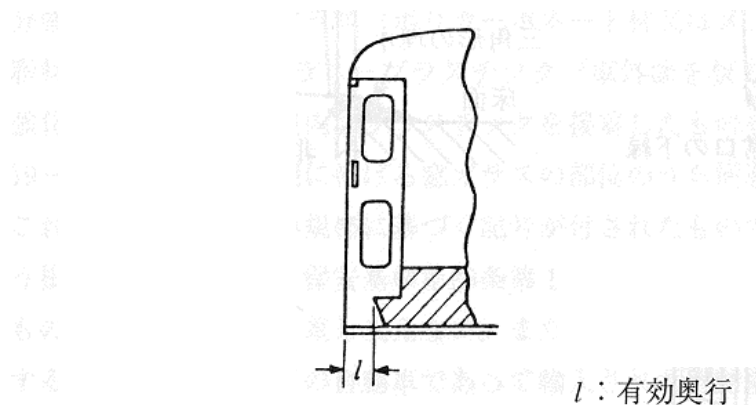
ロ イに掲げる自動車以外のものにあつては、一段の高さが 400mm（最下段の階段にあつては、450mm）以下の階段。

四 乗降口に備える階段は、すべり止めを施したものであること。

五 第3号の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

3 幼児専用車の乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためだけの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。

一 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の階段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行（階段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該階段の前縁からその直上の階段の前縁までの水平距離をいう。第113条及び第191条において同じ。）が 200mm 以上である階段を備えること。ただし、最下段以外の階段で乗降口の扉等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。



二 乗降口及び階段は、前項（第3号を除く。）の基準に準じたものであること。